

議案第110号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～67の2 [略]		1～67の2 [略]	
68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項から第70項までに規定する審査を除く。） <u>(1) 一戸建ての住宅</u>	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（ <u>第2号及び第3号</u> に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額をそれぞれ合計して得た額）	68 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「都市低炭素化促進法」という。）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画の認定申請」という。）に対する審査（次項から第70項までに規定する審査を除く。） <u>(1) 住宅の用途を含む低炭素建築物（都市低炭素化促進法第53条第1項に規定する建築物（同項に規定する空気調和設備等を含む。）をいう。以下同じ。）の住戸部分（申請部分</u>	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（ <u>第1号、第2号又は第3号</u> に掲げる部分を併せて申請する場合は、当該各号に定める額をそれぞれ合計して得た額）

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,000円
イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,000円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	80,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	135,000円
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	330,000円

に限る。以下同じ。)

ア 住戸数が1戸(戸建てを含む。)のもの	38,000円
イ 住戸数が1戸を超え5戸以下のもの	66,000円
ウ 住戸数が5戸を超え10戸以下のもの	96,000円
エ 住戸数が10戸を超え25戸以下のもの	140,000円
オ 住戸数が25戸を超え50戸以下のもの	203,000円
カ 住戸数が50戸を超え100戸以下のもの	301,000円
キ 住戸数が100戸を超え200戸以下のもの	411,000円
ク 住戸数が200戸を超え300戸以下のもの	539,000円
ケ 住戸数が300戸を超えるもの	633,000円
(2) 住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分(当該住宅の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	
ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	111,000円
イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	145,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	192,000円
エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	303,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	394,000円

			ルを超え10,000平方メートル以下のもの	
			カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	474,000 円
			キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	553,000 円
(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分		(3) 前2号に掲げる部分以外の部分		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	267,000 円	ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	250,000 円	
イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	334,000 円	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	317,000 円	
ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	432,000 円	ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	412,000 円	
エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	616,000 円	エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	591,000 円	
オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	759,000 円	オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	731,000 円	
カ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	898,000 円	カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	867,000 円	
キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1,024,000 円	キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	989,000 円	
68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」		次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額		

<p>という。)第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する住宅用途を含む建築物の住宅部分の審査に限る。)</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円</p>			
<p><u>68の3</u> 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。)</p> <p>(1) 床面積の合計が<u>300平方メートル未満</u>のもの <u>102,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が<u>300平方メートル以上1</u> <u>円</u></p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</p>	<p><u>68の2</u> 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経産省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項、第80項及び備考第8項において「省令」という。))第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。)</p> <p>(1) 床面積の合計が<u>300平方メートル以下</u>のもの <u>91,000円</u></p> <p>(2) 床面積の合計が<u>300平方メートルを超え</u> <u>円</u></p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</p>



			を ク 戸数が200戸 を ケ 戸数が300戸 を	円 188,000 円 201,000 円
(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分				
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円			
イ 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,000円			
ウ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	52,000円			
エ 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	94,000円			
(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分			(2) 前号に掲げる部分以外の部分	
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円		ア 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	[略]		イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	[略]
ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	[略]		ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	[略]
エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	[略]		エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	[略]
オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	[略]		オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	[略]
カ 床面積の合計が10,000平方メートル	[略]		カ 床面積の合計が10,000平方メートル	[略]

<p>トル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</p>	<p>[略]</p>	<p>トルを超え25,000平方メートル以下のもの</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>[略]</p>
<p>70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) [略]</p>	<p>次のア及びイに定める額を合計して得た額</p> <p>ア 第68項各号、第68項の2各号、<u>第68項の3各号</u>又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ [略]</p> <p>[略]</p>	<p>70 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（都市低炭素化促進法第54条第2項の規定による建築基準関係規定の適合認定の審査の申出を伴うものに限る。）</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) [略]</p>	<p>次のア及びイに定める額を合計して得た額</p> <p>ア 第68項各号、第68項の2各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ [略]</p> <p>[略]</p>
<p>71 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>第68項各号、第68項の2各号、<u>第68項の3各号</u>又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額</p>	<p>71 都市低炭素化促進法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下「低炭素建築物新築等計画変更の認定申請」という。）に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>第68項各号、第68項の2各号又は第69項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の2分の1に相当する額</p>
<p>72～74 [略]</p>		<p>72～74 [略]</p>	
<p>75 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、<u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)</u>に定める基準に適合するもの</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>75 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、<u>省令第10条第2号イ及びロ</u>に定める基準に適合するもの</p> <p>ア・イ [略]</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

<p>(3) 第1号以外の場合で、  <u>省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u>  <u>ア 一戸建ての住宅</u>  <u>(7) 床面積の合計が</u>  <u>200平方メートル未満のもの</u>  <u>(4) 床面積の合計が</u>  <u>200平方メートル以上のもの</u>  <u>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分</u>  <u>(7) 床面積の合計が</u>  <u>300平方メートル未満のもの</u>  <u>(4) 床面積の合計が</u>  <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>  <u>(7) 床面積の合計が</u>  <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>  <u>(4) 床面積の合計が</u>  <u>5,000平方メートル以上のもの</u>  (4) [略]  (5) [略]</p>	<p><u>20,000円</u>  <u>22,000円</u>  <u>38,000円</u>  <u>66,000円</u>  <u>121,000円</u>  <u>183,000円</u>  [略] [略]</p>	<p>(3) [略]  (4) [略]</p>	<p>[略] [略]</p>
<p>76 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>76 [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>77 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）   (1) [略]  (2) 前号以外の場合で、  <u>省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u></p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第75項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た金額とする。  [略]</p>	<p>77 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）   (1) [略]  (2) 前号以外の場合で、  <u>省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</u></p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第75項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た金額とする。  [略]</p>

ア・イ [略]	[略]
(3) 第1号以外の場合で、 省令第10条第2号イ (2)及びロ(2)に定める基 準に適合するもの	
ア 一戸建ての住宅	
(7) 床面積の合計が 200平方メー トル未満のもの	10,000円
(4) 床面積の合計が 200平方メー トル以上のもの	11,000円
イ 住宅用途を含む建 築物の住宅部分	
(7) 床面積の合計が 300平方メー トル未満のもの	19,000円
(4) 床面積の合計が 300平方メー トル以上2,000 平方メートル未満 のもの	33,000円
(7) 床面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5,0 00平方メートル 未満のもの	60,500円
(4) 床面積の合計が 5,000平方メ ートル以上のもの	91,500円
(4) [略]	[略]
(5) [略]	[略]
78～80 [略]	

備考

1～4 [略]

5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。

ア・イ [略]	[略]
(3) [略]	[略]
(4) [略]	[略]
78～80 [略]	

備考

1～4 [略]

5 第68項から第69項までにおいて「床面積の合計」とは、低炭素建築物新築等計画の認定申請及び低炭素建築物新築等計画変更の認定申請に係る部分の床面積の合計（建築基準法施行令第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積。住戸部分を含むこれらの申請については、当該住戸部分を除く床面積の合計）をいう。

6 第68項第2号及び第69項第2号において「床面積の合計」とは、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第

<p>6 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。</p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅及び住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> 登録住宅性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する機関をいう。）</p> <p>(2) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分</u> 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（<u>建築物省エネ法第15条第1項に規定する機関をいう。</u>）</p> <p>7 [略]</p>	<p><u>2の2の2—3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した場合には、住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分の床面積を除いたものとする。</u></p> <p>7 第69項において「都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関が作成したものとする。</p> <p>(1) <u>住戸部分及び共用部分</u> 登録住宅性能評価機関（品確法第5条第1項に規定する機関をいう。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（<u>建築物省エネ法第15条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。</u>）</p> <p>(2) <u>前号に規定する部分以外の部分又は当該部分及び前号に規定する部分を合わせた部分</u> 登録建築物エネルギー消費性能判定機関</p> <p>8 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。